

副本

令和6年(行コ)第285号 国籍確認請求控訴事件

控訴人

[REDACTED]

被控訴人

国

準備書面 (4)

令和7年4月7日

東京高等裁判所第17民事部係 御中

被告指定代理人

川 勝 庸 史

[REDACTED]

後 藤 優 太

[REDACTED]

金 田 充 弘

[REDACTED]

奥 原 大 夢

[REDACTED]

小 山 舞

[REDACTED]

目 次

第1 本件登録手続による英国国籍の取得に国籍法11条1項が適用されたとした 原判決の判断は正当であること	4
1 法定代理人による外国籍の取得行為についても国籍法11条1項が適用され るとした原判決の判断は正当であること	4
2 本件登録手続における控訴人養親の認識に関する原判決の認定判断に誤りが あるとはいえないこと	7
第2 国籍法11条1項が憲法10条、13条、22条2項に違反しないとした原 判決の判断は正当であること	16
1 控訴人の主張する「日本国籍の離脱を強制されない権利」が憲法13条及び 22条2項により保障されると解することができないとした原判決の判断は正 当であること	16
2 原判決の示す国籍の喪失に関する立法裁量の逸脱・濫用の有無の判断基準は 正当であること	20
3 国籍法11条1項の立法目的が合理的であるとした原判決の判断は正当であ ること	22
4 国籍法11条1項の立法目的を達成する手段に合理性があるとした原判決の 判断は正当であること	26
第3 国籍法11条1項は、憲法14条1項に違反しないこと	29
1 国籍法11条1項により、志望により外国籍を取得した者と外国籍を当然取 得した者との間に生じる区別が合理的な理由の差別に当たらないとした原判決 の判断は正当であること	29
2 未成年者に国籍法11条1項を適用することは憲法14条1項に反するとい う控訴人の主張に理由がないこと	30
第4 外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子に対して国籍法11条1 項を適用せず、当該特別養子の日本国籍を喪失させないとする取扱いをすべき	

であるとの控訴人の主張に理由がないこと	32
1 外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子に対して国籍法11条1 項を適用せず、当該特別養子の日本国籍を喪失させないとする取扱いをすべき であるとの控訴人の主張は理由がないこと	32
2 外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子が当該外国籍を有する養 親の国籍を取得したときに、国籍法11条1項を適用して当該特別養子の日本 国籍を喪失させることが合理的理由なく特別養子を実子と比較して差別的に扱 うものであり、憲法14条1項に違反するとの控訴人の主張は理由がないこと	34
第5 結論	36

被控訴人は、本準備書面において、控訴理由書及び令和7年2月17日付け控訴人準備書面(1)(以下「控訴人準備書面(1)」という。)に対し、これらの書面における控訴人の主張のうち原判決の誤りを明示的に指摘する部分を中心として、原判決の判断順序に即し、必要と認める範囲で、控訴人の主張に理由がなく、原判決の判断が正当であることを明らかにする。

略語は、本準備書面において新たに用いるもののほかは、原判決の例により、原判決にないものについては、被控訴人の原審における準備書面の例による(ただし、書面の略称に係るものを除き、「原告」とある部分は「控訴人」と置き換える。)

第1 本件登録手続による英国国籍の取得に国籍法11条1項が適用されるとした原判決の判断は正当であること

1 法定代理人による外国籍の取得行為についても国籍法11条1項が適用されるとした原判決の判断は正当であること

(1) 原判決は、国籍法11条1項の適用を受ける外国籍の取得の有効性は、当該外国の法律に基づいて判断されるべきものであり(国内管轄の原則)、その結果、所定の年齢に達しない者について、当該外国の法律において認められる法定代理人によってそれがされる場合、法定代理人は、当該外国の法律により、外国籍の取得を希望する意思行為を本人に代わって行うことが認められているのであるから、当該行為は、本人の意思行為であると評価することができるなどと説示して、法定代理人による外国籍の取得行為についても国籍法11条1項が適用されると判断した(原判決・17及び18ページ)。

(2) これに対し、控訴人は、前記(1)の原判決の判断によると、法定代理人による未成年者の外国籍の取得行為が当該外国の法律に則ったものである限り、我が国の法律に適合しているか否かにかかわらず、国籍法11条1項により当該未成年者が日本国籍を喪失することになるが、そのような結論は、少なくとも我が国の法律に照らす限り、当該本人の意思行為であると評価するこ

とはできないから、原判決には明らかな矛盾があるなどとして、当該判断が誤りであると主張するようである（控訴理由書・73及び74ページ）。

しかし、被控訴人が原審における令和6年1月26日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）（9及び10ページ）において、東京地裁令和3年2月判決を引用して述べたとおり、外国の国籍の取得が国籍法11条1項の「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」に該当するか否かは、原則として、外国籍の取得を希望する意思行為がされ、その法的効果として直接当該外国籍を付与されたものであるか否かによって決すべきであり、また、同法18条は、国籍取得の届出等の行為が当事者本人の意思に基づく必要があるとしても、代理によることを認めないとすれば、意思能力を欠く可能性の高い一定年齢に達しない者については、常に法定代理人が代わってしなければならないものとしたものであり、この趣旨は、外国籍の取得の場合にも当てはまるから、法定代理人による外国籍の志望取得についても同法11条は適用される。そして、外国の国籍を取得するか否かについては、専ら当該外国の専権事項であり、国籍の取得の手續についても、当該外国の権限ある当局に対してするものであり、当該外国の法律等の規定するところによるのに対し、当該外国の国籍を取得した結果、日本国籍を喪失するか否かは、我が国の問題であり、我が国の国籍法が適用されるのであるから、法定代理人による外国籍の志望取得について、同法11条1項の適用があることは明らかである。したがって、原判決に明らかな矛盾があるとする控訴人の上記主張は当を得ない。

なお、本件においては、控訴人が■歳であったときに、控訴人養親が控訴人のために英国市民登録の申請をして英国国籍を取得したのであって（原判決・2ページ）、本件は、控訴人が述べるような「我が国の法律に照らす限り、「当該本人の意思行為である」と評価することはできない」（控訴理由書74ページ）事案でもない。したがって、控訴人の上記主張は、この点におい

ても、当を得ない。

- (3) また、控訴人は、法定代理人による外国国籍の志望取得に国籍法11条1項を適用することに関連して、国籍実務の問題点について主張する（控訴理由書・74及び75ページ）。控訴人の主張は、いかなる意味において原判決が誤りであると主張するのか、その趣旨は必ずしも判然としないが、同項の効果を本人又は法定代理人の国籍離脱の意思に求めることを前提とした上で、そうした意思を本人の意思の擬制に求めることの不当性を述べるもののようである。

しかし、被告準備書面(I)（16及び17ページ）で主張したとおり、国籍法11条1項は、国籍変更の自由を認めるとともに、国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止するために、自己の志望により外国籍を取得したときは、当然に自らの国籍を放棄する意思があるとみるべきものとして、その反射的效果として、当然に日本国籍を喪失させることとしたもの、すなわち、かかる日本の国籍の喪失は、直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国籍の取得によって自動的に生じる効果であると解されるから、控訴人の上記主張は、前提を欠き理由がない。

- (4) さらに、控訴人は、代理人の行為は飽くまで代理人の行為であり、これを本人の行為と同一視することはできない旨や、法定代理制度の目的が無能力者の保護にあるのに、法定代理人の行為に、法定代理人が予期しない日本国籍の喪失という法律効果を結合させるのは、法定代理制度の趣旨や目的を否定するものであるなどと主張する（控訴理由書・75ないし77ページ）。

しかし、控訴人の上記主張は、本人と代理人の形式的な人格の相違を強調するにすぎず、本人のために行為をしているという代理行為の本質を捨象したものであることは明らかである。また、そもそも、控訴人の上記主張は、「外国籍を取得して日本国籍を喪失させるかを比較衡量」することができるのは、法11条1項の内容や効果を認識している場合

であ」るとか、「現に法定代理人が法11条1項の効果を認識して」いないといった記載からして、単に「法の不知」を述べるものにすぎないところ、被告準備書面(1)(18及び19ページ)等で主張したとおり、日本国籍を喪失すると知っていれば外国籍の取得を申請しなかった場合のように、法の不知があったとしても、「自己の志望」により外国籍を取得した場合に当たると解される以上、控訴人の上記主張は、独自の見解に基づくものであり失当である。

(5) 以上によれば、控訴人の主張はいずれも理由がなく、前記(1)の原判決の判断は正当である。

2 本件登録手続における控訴人養親の認識に関する原判決の認定判断に誤りがあるとはいえないこと

(1) 原判決の認定

原判決は、前提事実として、本件申請書(乙7の1・2)に、18歳未満の児童の英国市民登録に関する説明が記載された本件ガイド(乙8の1・2)を読み理解したことを確認するチェック欄があり、本件ガイドには、英国市民登録が英国国籍を取得するための手続であり、その取得により原国籍を喪失するおそれがある旨の記載があったと認定し(原判決・3ページ)、争点1(本件登録手続による英国国籍の取得に国籍法11条1項が適用されるか否か)に関する判断理由において、控訴人養親による本件登録手続の法的効果として、控訴人に直接英国国籍が有効に付与されているから、特段の事情のない限り、控訴人養親には控訴人の英国国籍を取得する意思があったものと認められると説示し、当該特段の事情の有無の検討において、英国の権限ある当局が控訴人養親による本件登録手続が有効なものであると判断したことによれば、控訴人養親は、本件登録手続において本件申請書を提出するに当たり、本件ガイドを読み理解したことを確認する旨のチェック欄に所定の書込みをしていたものと認めるのが相当であり、この認定を左右するに足りる

証拠はないなどとして、上記特段の事情は認められない旨説示した（原判決・20及び21ページ）。

(2) 原判決の前記(1)の認定判断を批判する控訴人の主張には理由がないこと

ア 控訴人の主張

これに対し、控訴人は、控訴人が英国市民登録を申請した平成■■年■■月当時、本件申請書（乙7の1・2）及び本件ガイド（乙8の1・2）自体存在せず、英国政府のウェブサイトで入手したとする情報（甲58ないし60）及びThe Wayback Machineというウェブサイトで入手したとする情報（甲61ないし63）を根拠として、本件申請書及び本件ガイドと同様の体裁の書式も存在しなかったことから原判決の前記(1)の認定が誤りであるなどとし、控訴人養親は、控訴人について本件登録手続を行うことによって、控訴人が新たに英国国籍を取得するとは認識しておらず、控訴人が日本国籍を喪失するとも認識していなかったことが明らかである旨主張する（控訴理由書・78ページ、控訴人準備書面(1)・1ないし4ページ）。

イ 原審における主張立証及び審理経過等に照らし、原判決の認定判断に誤りがあるとはいえないこと

(7) しかし、控訴人は、原告準備書面(1)（33ページ）において、控訴人養親が「仮に乙7及び乙8の書類を示されていたとしても、これを細かく読むことなく、示された書類に必要な事項を記入して登録手続を行ったものである。」と主張するにとどまり、本件申請書と本件ガイドの各作成年月を踏まえた主張を展開しておらず、控訴人養親に本件申請書及び本件ガイドないしこれらと同様の書類が示されていた可能性自体は何ら否定していない。

また、控訴人養母は、控訴人養親が本件登録手続を行った際の申請書類等について、陳述書（甲45）において、「手続の説明文書や作成した

書類の内容はよく覚えていません。」と述べるなど（2ページ）、本件申請書及び本件ガイドの記載内容や様式が、本件登録手続における実際の申請書類等と大きく異なるものであったなどの言及はないばかりか、むしろ、「ただ、説明文書や書類は一通り目を通してはいるはず」と述べ（同ページ）、本件登録手続において「説明文書や書類」が存在していたことを積極的に自認している。

このような原告準備書面(1)における主張と控訴人養母の上記陳述書の記載からすると、控訴人養母が本件登録手続に際して目にしたり、記入したりするなどした申請書類等は、本件申請書や本件ガイドと同様のものであったと推認することができ、これを覆すに足りる証拠はない。

(イ) この点に関して、控訴人養母は、上記陳述書において、上記記載に続けて、「もしそれらの文書の中に、「この手続によって新たに英国国籍を取得することになる」という、自分たちの認識と異なる記述があったら、きっと気づいていたと思います。」、「このときの国民登録の手続が英国国籍を取得するための手続であったのかどうか、という点について、(中略)少なくとも素人から見て、外国人が英国国籍を取得する手続とすぐ分かる内容ではなかった、ということは断言できます。」とも述べており（甲45・2ページ）、本件登録手続において目にするなどした「説明文書や書類」に、英国市民登録をすることによって新たに英国国籍を取得することになる旨の記述があったことを否定する趣旨を述べる。

しかし、控訴人養母の上記趣旨の陳述は、前記(ア)で引用した、本件申請書及び本件ガイドと同様の記述があったことを否定しない原告準備書面(1)における主張や本件登録手続における説明文書や作成した書類の内容をよく覚えていない旨の陳述と矛盾するものというほかない。

そして、原審において、控訴人は、被控訴人が本件申請書（乙7の1・2）及び本件ガイド（乙8の1・2）を提出した令和5年9月15日か

ら約2か月が経過した同年11月21日に原告準備書面(I)を提出し、本件申請書及び本件ガイドの提出から約7か月後の令和6年4月10日付けで控訴人養母の陳述書を作成しているのもであって、これらの作成・提出までに、平成■■■年■■■月当時の英国市民登録の手続の調査をする十分な時間があつた。また、原審口頭弁論が終結したのは令和6年6月27日であり、この間も、当該調査をすることができた。それにもかかわらず、控訴人は特段の措置を執らなかったというのであるから、このことから、控訴人養母が本件登録手続に際して目にしたり、記入したりするなどした申請書類等は、本件申請書や本件ガイドと同様のものではあつたと一層推認することができるというべきである。

また、そもそも、控訴人養親は、陳述書において、控訴人に英国の旅券を取得させることを企図して本件登録手続を行ったと述べるが(甲45・2ページ)、旅券は、当該旅券の発行国の国籍を有することが必須の前提になるものであるから、控訴人養親が控訴人に英国の旅券を取得させることに向けた手続過程のごく初期の段階において、控訴人が英国国籍を現に有していないことが判明し、英国領事館の職員等からそのことを明確に告げられているはずであり、このことは、控訴人養母が「在京英国領事館に旅券申請の手続に行ったところ、窓口で、まず市民登録の手続をするよう指示をされました」と述べていること(甲45・2ページ)からも裏付けられている。また、一般人の法的知識を前提にしたとしても、旅券を取得するためには、これを発行する国の国籍を有することが必須の前提になることは当然認識しているはずである。そうすると、仮に、控訴人養母が述べるように、控訴人養親において、控訴人が控訴人養親と特別養子縁組をすることによって実子である長女と同じ立場になったから日本国籍と英国国籍の複数国籍になったと一時的に認識していたとしても、旅券の取得過程の初期段階でそうした認識が正しいか確

認するのが通常であって、そのような確認をせずに手続を進めるというのは不自然であるし、国籍の取得という英国市民登録手続の目的を知らずに手続を進めること自体も不自然であるから、控訴人養親は、本件登録手続を行った際、少なくとも、それが控訴人の英国国籍に関する手続をしていると認識していたものというべきである。

その上、控訴人養親は、控訴人に係る本件登録手続をした後、約2ないし3か月後には、「国務長官は、1981年英国国籍法により与えられた権限に基づき、以下の人物（引用者注：控訴人）を英国市民として登録した」と明記された「1981年英国市民権法英国市民権登録証明書」

（甲2）を受領していることからしても、控訴人養親は、控訴人について、本件登録手続によって新たに英国国籍を取得したことを認識したというべきあり、このことから、控訴人養親が本件登録手続を行った際に上記のと通りの認識を有していたことが裏付けられているといえる。

以上によれば、控訴人養親が単に旅券を取得するためだけに控訴人の英国市民登録の申請を行ったなどということはそもそも想定し難く、むしろ、控訴人養親は、英国市民登録が英国国籍の取得に関する手続であることを認識していたと合理的に推認される。したがって、これと異なる控訴人養母の陳述書における上記趣旨の陳述は、信用できるものではない。

（イ） なお、控訴人は、平成■■年■■月当時、本件申請書及び本件ガイドが存在しなかったなどとして、原判決の前提事実の認定自体に誤りがあると主張するようである（控訴理由書第7の2・7.8ページと控訴人準備書面（I）1（5）・4ページの各見出し参照）。しかし、原判決は、前提事実として、平成■■年■■月当時に本件申請書及び本件ガイドが存在した旨認定しているものではない。

被控訴人は、本件申請書及び本件ガイドの作成年月を証拠説明書に明

記しており、原判決はそれを念頭に置きつつ、争点1に対する判断において、本件登録手続について、英国市民登録が英国国籍を取得するための手続であり、かかる手続の申請書類等において、国籍の取得により原国籍を喪失するおそれがある旨の記載及び、これを確認する欄があったという限度で、本件申請書ないし本件ガイドに言及したものと解するのが相当である。

- (i) 以上によれば、原審裁判所は、前記 (i) で見たような控訴人の主張立証や審理経過等に鑑み、明示的な説示まではしていないものの、前記 (i) のような趣旨で本件申請書及び本件ガイドに言及して前記 (i) の認定判断をしたものと解され、もとより、こうした原判決の認定判断は、その過程に経験則等に反する不合理な点はなく、正当である。

ウ 前記アのウェブサイトの各情報に関する控訴人の追加主張及び立証は、原判決の前記 (i) の認定判断を左右しないこと

- (7) また、前記アの控訴人がウェブサイトで入手したとする各情報（甲58ないし63）に関し、控訴人は、2024年（令和6年）7月版の本件ガイドと同じ表紙と目次（甲60）が表示されるページの先にあるバックナンバー情報によると、本件ガイドに係る初版が2019年（平成31年）3月22日であるということ（甲59・2枚目）、The Wayback Machineという検索サイトでは、過去の英国政府開設のウェブサイト（甲61）を検索しても、 年（平成 年） 月当時、英国政府がそのウェブサイト上で英国市民登録について説明を行っていたことを示す形跡は見当たらなかった、イングランドとウェールズの人々を対象とした英国政府のデジタルサービス（甲62）の同年 月 日版には、本件ガイド及び本件申請書に類するものが掲載されていないなどと主張する（控訴人準備書面 (i) ・3及び4ページ）。

- (i) しかし、The Wayback Machine は、アメリカ合衆国カリフォルニア州

にある非営利団体が運営するウェブサービスであり（乙9）、英国政府から依頼を受けてその各種手続に関する過去の情報を保存・公開していることは確認できず、その情報の網羅性・正確性には疑問が呈されるから、The Wayback Machine 上の情報は英国の国籍ないし市民登録制度の内容や手続について認定をするための的確な証拠とはいえない。

そして、前記イ(7)で述べたとおり、控訴人養母も本件登録手続において「説明文書や書類」が存在したことを自認するように、平成■■年■■月当時に英国市民登録に向けた手続において説明文書や書類は存在したのであるから、本件ガイドとは書式や構成が多少異なっており、版を重ねるような関係性まではないとしても、英国市民登録が英国国籍取得のための手続であることや英国国籍の取得により原国籍を喪失するおそれを申請者に理解させる記載のある文書が存在したことは何ら否定されるものではない。

さらに、甲第61号証の記載は、平成■■年当時の英国市民登録において申請者に交付された書類や申請者が記載する書類に関して何ら言及するものではない。加えて、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）を構成するイングランドとウェールズの人々と英国外に居住する者とは、英国との関係性には自ずと違いがあるから、前者を対象とするデジタルサービスの情報（甲62、63）は、後者に係る英国市民登録の手続においてどのような書類が用いられていたかを推知することに関し、参考になるものとはいえない。したがって、The Wayback Machine 上の上記各情報は、平成■■年■■月ないし■■月の本件登録手続において、英国市民登録が英国国籍取得のための手続であることや英国国籍の取得により原国籍を喪失するおそれを申請者に理解させる記載のある文書が存在し、それらを控訴人養親が確認したことを何ら否定するものではない。

(ウ) 以上によれば、前記 (ア) の控訴人の主張には理由がなく、前記アの控訴人の主張に係るウェブサイトの各情報は、原判決の前記 (I) の認定判断を左右しない。

エ 控訴人等の生活状態を前提とした上で、控訴人養親が、控訴人の日本国籍を喪失させることを認識しながら本件登録手続を行ったと認定することは、著しく不自然・不合理であるなどとする控訴人の主張は失当であること

(ア) 控訴人は、控訴人が英国市民登録を申請した平成■■年■■月時点では、控訴人も控訴人養親も日本に生活の本拠を有していたという控訴人等の生活状態を前提とすると、控訴人養親が、控訴人の日本国籍を喪失させることを認識しながら本件登録手続を行ったと認定することは著しく不自然であり、不合理であると主張する（控訴理由書・79ページ）。

(イ) しかしながら、前記 1 (3) で述べたとおり、国籍法 11 条 1 項に基づく日本の国籍の喪失は、直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国籍の取得によって自動的に生じる効果であると解されるから、控訴人の前記 (ア) の主張は、前提を欠き理由がない。これをおくとしても、前記 1 (2) で述べたとおり、外国籍を取得する意思の表示については、当該外国の権限ある当局に対してするものであって、当該外国の法律上、申請により有効に当該外国籍を取得した者に対して、国籍法 11 条 1 項の適用に当たり、控訴人等の生活状態等を考慮することは全く予定されておらず、これを求める控訴人の主張は、同項の条文解釈を超えた独自の見解であるというべきである。

また、被告準備書面 (I) (18 ページ) で主張したとおり、抵抗し難い程度の強迫を受けて帰化の申請をした場合のように、実質上外国籍の取得が自己の志望に基づくものと認め難い場合には、「自己の志望」による外国籍の取得には該当しないこととされているが、「日本に生活の本拠を

有している場合」が、上記の場合に該当するとは到底考えられない。

なお、控訴人は、前記(7)の主張に加えて、原判決が「原告が英国国籍を取得することを理解し、さらには原国籍である日本国籍を喪失するおそれがあることも理解した上で本件申請書を提出し、本件登録手続をしたものと認められる。」と認定したこと（原判決・21ページ）が誤りであることの根拠として、控訴人が英国市民登録後に日本旅券を使用して日本を出国していたなどという事情を挙げる。しかし、前記イ(1)で述べたとおり、控訴人養親は、本件登録手続を行った際、少なくとも、それが控訴人の英国国籍に関する手続をしていると認識していたものというべきであるから、控訴人が挙げる上記の事情は、原判決の上記認定判断を何ら左右するものではない。

(9) 以上によれば、控訴人の前記(7)の主張は、国籍法11条1項の趣旨を正解しないものであり、失当である。

オ 小括

以上によれば、原判決の前記(1)の認定判断を批判する控訴人の主張は、いずれも理由がない。

(3) 控訴人養母の証人尋問は必要性も相当性もないこと

控訴人は、当審において、原判決の前記(1)の認定判断を覆すべく、再度控訴人養母の証人尋問の申出をしている。

しかし、控訴人養母の陳述書（甲45）に「手続の説明文書や作成した書類の内容はよく覚えていません。」とあるように、控訴人養母は、本件登録手続において目にしたり作成したりした書類について、十分な記憶を有しておらず、控訴人養母の証言を裏付ける客観的証拠もないことからすると、控訴人養母を尋問しても、原判決の前記(1)の認定を覆すに足りる証言が得られるとは考え難い。また、本件登録手続における控訴人養親の認識に関して控訴人養母がその陳述書（甲45）において述べる内容は、前記(2)イ(1)で述べ

たとおり、尋問をするまでもなく、不合理であって信用することのできないものである。

以上の点に鑑みると、控訴人養母の証人尋問の申請は、必要性がなく証人としての相当性もないことから、却下されるべきである。

第2 国籍法11条1項が憲法10条、13条、22条2項に違反しないとした原判決の判断は正当であること

1 控訴人の主張する「日本国籍の離脱を強制されない権利」が憲法13条及び22条2項により保障されると解することができないとした原判決の判断は正当であること

(1) 原判決の判断

原判決は、憲法10条について、国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかについて立法の裁量判断に委ねる趣旨のものであるとした上で、憲法が22条2項で国籍離脱の自由を定めているものの、国籍を離脱しない自由ないし国籍を保持する権利の保障については何らの定めも置いていないから、同項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対し、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎず、同項の規定を根拠に、憲法上、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が積極的に保障されているということとはできず、また、立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されているものとは解し難いとして、控訴人の主張する日本国籍の離脱を強制されない権利が憲法13条及び22条2項によって保障されるものと解することは困難である旨説示した（原判決・22及び23ページ）。

(2) 憲法22条2項等によって「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が保障されるとする控訴人の主張は理由がないこと

ア 控訴人は、原判決の前記(1)の判断に対し、国民が自己の幸福追求のために日本国籍を離脱することが憲法により保障されるのであれば、国民が自己の幸福追求のために日本国籍を引き続き保持することも同様に憲法により保障され则认为するのが当然の帰結であり、憲法21条その他の精神的自由保障規定などが、「することの自由」のみならず、「しないことの自由」も保障するものと解されていることから考えて、憲法22条2項の文言に拘泥し「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」は保障されていないと解することには根拠がないなどとして、同項の規定が、「日本国籍を離脱する自由」を保障するだけでなく、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」をも保障するものである旨主張する(控訴理由書・49ないし60ページ)。

イ しかし、憲法22条2項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」も保障するものである旨をいう控訴人の主張は、原審における主張の繰り返しにすぎないところ、控訴人の主張が、国籍の問題を個人の側から見た権利義務の問題としか捉えず、その主張する権利の内実が重国籍を保持する利益にほかならず、国籍の本質に反し、国籍の得喪に係る立法裁量を見做すものであることは、被告準備書面(1)(21ないし27ページ)で述べたとおりである。

敷えんすると、東京地裁平成24年3月判決(東京地裁平成24年3月23日判決・判例タイムズ1404号106ページ)も正當に説示するとおり、国籍は、国家の基本的構成要素である国民、すなわち、国家の主権者たる地位ないし権利と共に国家の統治権に服する地位ないし義務を持つ者の範囲を画するものであって、1人の人間に対し複数の国家が対人主権を持つこと、又は国民に主権がある国において1人の人間が複数の国に対して同時に主権を持つということは、主権国家の考え方とは本質的に相容れないものであるから、二つの国籍国のいずれにおいても主権者たる地

位を与えられるなどという利益を受ける関係は、国籍概念が前提としている国民と国家との結合関係とはあまりにもかけ離れたものというべきである。

ウ そして、憲法22条2項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障するものではなく、憲法10条が日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねていることを前提として、かかる立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて何らかの権利が保障されるものではないとする解釈は、東京高等裁判所をはじめとする複数の裁判例で採用されている。

すなわち、東京高等裁判所令和4年11月10日判決（確定。判例秘書登載[判例番号L07720699]。以下「東京高裁令和4年11月判決」という。）は、「憲法は、22条2項において、「何人も（中略）国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定して、国籍離脱の自由を定めているものの、国籍の取得及び保持に関する権利が保障されるか否かについては何らの定めも置いていない。そして、上記のとおり、日本国籍の得喪に関する要件の定立が立法府の裁量判断に委ねられていることからすれば、同項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎないといえることができるから、控訴人の主張する「国籍を離脱しない自由」が「国籍を離脱する自由」と概念上表裏の関係に立つとしても、同項の規定により、日本国籍を保持することができる権利が保障されていると解することはできない。また、上記のとおり、憲法10条が日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難いというべきである。」と判示している。

また、被告準備書面(2)(6ページ)でも触れたように、東京高裁令和5年判決も、「憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにとどまるものと解するのが相当であり、同項の規定を根拠に、憲法上、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が積極的に保障されていると解することは困難であるといわざるを得ない。そして、上記の判断は、日本国籍からの離脱を個人の選択に委ねる同項の趣旨等や、一定の行為を制限することの禁止を内容とする憲法の規定(表現の自由を保障する憲法21条1項等)には当該行為の強制の禁止も保障していると解釈されているものがあること等の控訴人らの主張に係る観点をしんしゃくしても左右されるものではない」、「憲法10条が日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難い」と判示している。

さらに、福岡高等裁判所令和6年10月10日判決(公刊物未登載。乙10)も、「憲法22条2項は、「何人も、(中略)国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定し、国籍離脱の自由を定めているものの、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が保障されるか否かについては、文理上何ら規定していない。そして、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定しており、これは、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国も歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解され」、「憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、

その者が無国籍とならない限り、国家がこれを妨げてはならない旨を定めたにとどまると解するのが相当であり、同項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているとまで解することはできない」と判示している（乙10・8及び9ページ）。

エ 以上によれば、憲法22条2項等によって「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が保障されているとする控訴人の主張には理由がない。

2 原判決の示す国籍の喪失に関する立法裁量の逸脱・濫用の有無の判断基準は正当であること

(1) 原判決の判断

原判決は、国籍の喪失に関する立法裁量の逸脱又は濫用の有無に関する判断基準について、憲法10条が国籍の得喪に関する要件の定めを立法府の裁量判断に委ねており、その文言上、日本国民たる要件についての法律の委任の範囲に限定がないことからすれば、国籍の喪失を定める立法については、当該立法に係る立法目的及びその目的を達成する手段が合理的である場合には、立法府の裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということとはできないと解するのが相当であると説示した（原判決・23ページ）。

(2) 原判決の前記(1)の判断を批判する控訴人の主張には理由がないこと

ア 控訴人は、前記(1)の原判決の説示について、憲法10条の文言が国籍立法について立法府に特に広範な立法裁量を認めたものとは解し難く、また、立法裁量は「国民主権」や「基本的人権の尊重」などの憲法の基本原理や、憲法22条2項などによる制限にも服するなどとするほか、日本国籍の喪失によって制限される権利利益の内容等に照らせば、国籍の取得に係る要件の定立に関する立法裁量の範囲は、国籍の取得に係る要件の定立に関する立法裁量の範囲よりも当然に制限的であるべきとした上で、立法裁量の範囲を左右する要素として、本人の意思に反して日本国籍を喪失する不利

益と、複数国籍を防止することによる利益とを慎重に比較衡量すべきである旨主張する（控訴理由書・59及び60、62ないし67ページ）。

イ しかし、被告準備書面(Ⅰ)(13、14及び24ページ)で述べたとおり、憲法10条が「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」として、国籍の得喪に関する要件の定めを法律に委ねた趣旨は、国籍の得喪はそれぞれの国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的事情、国際社会の状況等種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の合理的な裁量判断に委ねたものと解され、国会には、国籍の得喪の要件を定める広範な立法裁量が存在する。

そして、被告準備書面(Ⅰ)(26及び27ページ)で述べたとおり、国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記の広範な立法裁量をもとに定められた国籍制度を前提とする利益にとどまるものであるから、その性質上、かかる利益に何らかの制約が課せられるとしても、それによる個人の不利益の程度は前国家的な権利の制約による不利益と比較すると限定的というほかない。しかも、国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得した場合に限って日本国籍を喪失するというにとどまるのであり、同項が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在するものである。

以上の点に鑑みると、国籍の喪失の要件に限って立法裁量を制限的に解さなければならない理由はなく、憲法適合性の判断基準としては、立法目的とその立法目的の達成手段について合理性が認められれば足りるというべきであり、これと同旨の前記(Ⅰ)の原判決の判断は正当である。

ウ また、前記アの控訴人の主張は、重国籍を保持する利益を保有することを内実とする「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法上保障されるという主張を前提にするものと解されるが、当

該主張に理由がないことは前記1(2)で述べたとおりである。

そして、この点については、東京高裁令和5年判決も、「仮に、日本国籍を意思に反して奪われないという利益又は法的地位が基本的人権の保障等の観点から憲法13条や22条2項の規定等の精神に照らして尊重されるべきものであることにより、憲法10条に基づき国籍の得喪に関する要件について立法府に与えられた裁量に一定の制約が及び得るとしても、同条が国籍の得喪に関する要件の定めを立法府の裁量判断に委ねていることからすれば、国籍の喪失を定める立法については、当該立法に係る立法目的及びその目的を達成する手段が合理的である場合には、立法府の裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものということとはできない」と判示している。

エ 以上によれば、憲法10条による立法裁量と同条への適合性に関する原判決の判断を批判する控訴人の主張は理由がない。

3 国籍法11条1項の立法目的が合理的であるとした原判決の判断は正当であること

(1) 原判決の判断

原判決は、国籍法11条1項について、その沿革等を踏まえ、立法目的が「①重国籍の発生をできる限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するものである」とした上で、その合理性について、「国籍は、国家の基本的構成要素である国民、すなわち、国家の主権者たる地位や権利と共に国家の統治権に服する地位や義務を持つ者の範囲を画するものであって」、「重国籍が常態化した場合には、国家間の外交保護権が衝突し、国家と個人との間又は個人間の権利義務に矛盾衝突を生じさせ、これらの種々の弊害が生ずるおそれがあるから、重国籍の発生をできる限り防止し、重国籍を解消させるべきであるという理念は合理性を有する」とし、「国籍法11条1項は、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由

の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、その立法目的は合理的であるといえることができる」と説示した（原判決・23ないし26ページ）。

(2) 原判決の前記(1)の判断を批判する控訴人の主張には理由がないこと

ア 控訴人は、国籍法11条1項の立法目的が①国籍変更の自由の保障及び②複数国籍の発生防止にあるとしつつも、上記①と上記②は無関係であって、両者が何らかの関連性を有するかのように述べる文献も皆無であり、上記①については、「外国国籍を取得するために日本国籍の離脱が必要な場合」を想定したものであり、本件のように外国国籍を取得するために日本国籍を離脱する必要がない事案は当該立法目的の射程範囲外の事案であるから、当該立法目的を同項の合憲性の根拠とすることは誤りであると主張し、上記②については、原判決が懸念する複数国籍に起因する重大な事態はこれまで生じたことがなく、また今後も発生する具体的危険性があるわけではないし、現行国籍法が複数国籍の発生を広く認める基本政策を採用し、その統一的な制度として国籍選択制度を採用したものであるなどとして、同項の場面に限って、複数国籍による弊害のおそれを重大視し、外国籍を志望取得した場合の複数国籍の発生は厳に防止しなければならないとする合理的な根拠は認められないなどと主張する（控訴理由書・16ないし21、44ないし49ページ）。

イ しかし、被告準備書面(1)(16ページ)で述べたとおり、国籍法11条1項の立法目的は、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止することにある。そして、黒木忠正・細川清著「外事法・国籍法 現代行政法学全集①⑦」（乙1）に同項が「自己の志望によって外国の国籍を取得する自由を認めるとともに、国籍離脱の自由を保障する憲法の規定(憲二二Ⅱ)を受けて国籍離脱の自由の一場合として、外国の国籍の取得により当然に日本の国籍を喪失するものとしている」、

「自己の志望は外国の国籍を取得することにあるが、自己の志望によって外国の国籍を取得することは、反面当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであるとともに、二重国籍の発生を防止するためにも、外国の国籍を取得することによって当然に国籍を喪失することが必要だからである。」(363ページ)と解説されているように、同項は、外国籍の志望取得という国籍変更の態様に鑑みて、重国籍の発生を防止するために日本国籍を当然に喪失するものと規定したものであって、上記①と②の立法目的は密接な関連性を有する。なお、控訴人が指摘する文献(甲3、11、15、16)についても、上記のような同項の規定内容を前提として解説がされているものであって、上記①と②の立法目的が分離可能で関連性のないものであるなどといった指摘のないことにこそ着目されるべきである。

したがって、両者の関連性を否定し、両者が関連性を有するかのように述べる文献は皆無であるなどという控訴人の前記アの主張は失当である。

ウ そして、前記イ①及び②の立法目的に合理性があることは被告準備書面(1)(19及び20ページ)で述べたとおりである。

上記①の国籍変更の自由の保障について、外国籍を取得するために日本国籍を離脱する必要がない事案は当該立法目的の射程範囲外であるという控訴人の主張は、重国籍の発生防止という前記イ②の立法目的を捨象するとともに、日本国籍の喪失について個人の外国籍取得のための手段としての意味づけしか与えない見解を前提とするものと解するほかない。しかし、前記イで述べたとおり、上記両立法目的は密接な関連性を有するものであるし、前記1(2)イでも述べたとおり、1人の人間に対し複数の国家が対人主権を持つこと、又は国民に主権がある国において1人の人間が複数の国に対して同時に主権を持つということは、主権国家の考え方とは本質的に相容れないものであって、重国籍の発生防止は個人の問題にとどまるものでない。したがって、控訴人の前記アの主張は、当を得ないものであ

って、理由がない。

また、特に上記②の重国籍の発生防止については、最高裁平成27年判決が、国籍法12条についてではあるが、「国籍法は、(中略)実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的として、12条において、日本国籍の生来的な取得の要件等につき、日本で出生して日本国籍との重国籍となるべき子との間に(中略)区別を設けることとしたものと解され、このような同条の立法目的には合理的な根拠があるものといえることができる。」と説示し、同判決の調査官解説においても、国籍法12条における重国籍の発生防止・解消という立法目的の合理性について、「内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生を回避するという立法目的(中略)は、諸外国の国籍立法の動向を踏まえても、現在もなお、合理的なものであると考えられる。」(最高裁判所判例解説民事篇平成27年度(上)120及び121ページ)と解説されているところであり、このことわりは、国籍法11条1項においても等しく妥当する。

さらに、国籍法11条1項の立法目的が合理的であることは、控訴理由書18及び19ページにおいて控訴人が紹介する裁判例のほか、東京高裁令和4年11月判決において、原審である東京地裁令和3年2月判決が同項の趣旨について「自己の志望によって外国の国籍を取得したときには従前の日本国籍を当然に喪失することとして、重国籍の発生を防止するとともに、憲法22条2項が国籍離脱の自由を保障するに至ったことを受けて、国籍離脱の一場面として国籍変更の自由を保障したものと解される。このように、国籍法11条1項の立法目的は、①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものであって、両者は相互に密接に関連したものである」といえ、「その立法目的は合理的であるとい

うことができる。」と判示した部分を維持しているように、複数の裁判例の是認するところである。

エ 以上によれば、立法目的の合理性に関する原判決の判断を批判する控訴人の前記アの主張は理由がない。

4 国籍法 11 条 1 項の立法目的を達成する手段に合理性があるとした原判決の判断は正当であること

(1) 原判決の判断

原判決は、国籍法 11 条 1 項の立法目的である重国籍の発生をできる限り防止しつつ、国籍変更の自由を保障するという観点からは、自己の志望による外国籍の取得に伴って当然に日本国籍を喪失させることが相当であり、国籍法 11 条 1 項は立法目的を達成する手段として合理的であると判断した（原判決・26 ページ）。そして、原判決は、重国籍を解消するためのより権利侵害的でない手段として国籍離脱制度や国籍選択制度が存在することを理由に、同項が手段として合理性を欠く旨を述べる原審における控訴人の主張について、志望により外国籍を取得した者には、外国籍を取得するか否かを選択する機会が与えられているのであるから、一旦重国籍の発生を認めた上で自己の意思によって事後的に重国籍を解消させる制度を採る必要性は乏しいなどと説示して、上記主張を排斥した（原判決・26 ないし 28 ページ）。

(2) 前記 (1) の原判決の判断を批判する控訴人の主張には理由がないこと

ア 控訴人は、前記 (1) の判示について、立法目的達成手段の合理性は、「目的達成に有用か否か」のみではなく、その手段によって現実に制約される権利利益との均衡が検討される必要があるところ、①国籍変更の自由の保障という立法目的に関しては、自国の国籍の取得に当たり原国籍の離脱を条件としている外国への国籍の変更を希望する者に対して適用する場面のみ正当化されることを前提として、それ以外の場面でも外国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失させる仕組みになっており、立法目的に対し

てその手段が過剰であり、②複数国籍の防止という立法目的に関しては、外国籍の志望取得以外の形態で複数国籍となる者は全て一旦複数国籍となった上で本人の意思により国籍を選択することができるのに対し、外国国籍の志望取得者だけは国籍選択の機会が与えられず、立法目的の達成に対してその手段が過剰である旨主張する（控訴理由書・67ないし73ページ）。

イ しかし、国籍法11条1項の立法目的達成の手段が合理性を有することについては、被告準備書面(1)(24及び25ページ)、被告準備書面(2)(2ないし5ページ)で述べたとおりである。

すなわち、日本国籍を有する者が自己の志望により外国籍を取得した場合、日本国籍を喪失させることとしなければ、必ずその者は重国籍者となることになる。そうすると、国籍変更の自由を認めながら、自己の志望により外国籍を取得することによって重国籍ないし重国籍者が発生する場合に生じ、あるいは生じ得る弊害を防止又は解消するために、外国籍を取得した段階で、その者の日本国籍を喪失させ、その者が重国籍の状態に至るのを防ぐことが合理的であるから、自らの志望により外国国籍を取得した者について日本国籍を喪失させるという国籍法11条1項の手段は、国籍変更の自由を認めるとともに重国籍の発生を防止するという同条の立法目的達成の手段として合理的であることは明らかである。

ウ この点については、東京高裁令和5年判決も、国籍変更の自由の保障という立法目的達成の手段について、控訴人の前記ア①の主張と同旨を述べる当該訴訟の控訴人らの主張に対し、「憲法10条の規定は、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解され、国籍を離

脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が憲法上保障されているとは解し難いことや、(中略) 何ら自己の意思によらずに重国籍を取得する場合とは異なり、外国籍の志望取得の場合には、外国籍を取得するか否かを選択する機会が与えられているのであるから、一旦重国籍の発生を認めた上で自己の意思によって事後的に重国籍を解消させる制度を採る必要性は乏しいこと等に照らせば、国籍変更の自由を保障するという立法目的を達成するために、外国籍を志望取得した場合に、外国籍と日本国籍の重国籍となることを認めず、一律に当然に日本国籍を喪失するという手段を採用することが不合理であるということはできず、控訴人らの主張に係る三つの条件を全て満たすものでなければ上記の立法目的を達成するための手段としての合理性が認められないといえるものではない。」と判示している。

また、同判決は、控訴人の前記ア②の主張と同旨を述べる当該訴訟の控訴人らの主張に対し、「国籍法11条1項は、外国籍の取得に係る意思のほかに日本国籍の喪失の意思が存することを要件としていないが、重国籍を容認しない我が国の法制の下で、国籍変更の自由の保障という観点から自己の志望によって外国籍を志望取得した者については、自らの意思による外国籍の取得の帰結として日本国籍の喪失という法的効果を生じさせることには合理的な理由があるものというべきであり、外国籍を志望取得したことにより日本国籍を喪失させるに当たり、国籍法11条1項が日本国籍喪失の意思や認識を要件としていないことをもって直ちに重国籍の発生を可能な限り防止しつつ国籍変更の自由を保障するという同項の立法目的を実現する手段としての合理性が否定されるものではない。」と判示しているところである。

エ 以上によれば、立法目的達成手段の合理性に関する原判決の判断を批判する控訴人の前記アの主張は理由がない。

第3 国籍法11条1項は、憲法14条1項に違反しないこと

- 1 国籍法11条1項により、志望により外国籍を取得した者と外国籍を当然取得した者との間に生じる区別が合理的な理由のない差別的な取扱いに当たらないとした原判決の判断は正当であること

(1) 原判決の判断

原判決は、外国籍を当然取得した者には国籍選択の機会が与えられるのに対し、外国籍を志望取得した者は当然に日本国籍を喪失するという区別の合理性に関して「志望により外国籍を取得した者は、(中略)外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要性は乏しい」(原判決・32ページ)などと説示した。

(2) 前記(1)の原判決の判断を批判する控訴人の主張には理由がないこと

ア 控訴人は、国籍選択制度においては、外国籍の当然取得、生来的取得及び日本国籍の志望取得による重国籍となった者に対して、本人自身が熟慮の上、自ら日本国籍か外国籍かを選択する機会を現実的・具体的に保障しているのに対し、国籍法11条1項では、外国籍を志望取得した者について、日本国籍か外国籍かを熟慮の上選択する機会を保障することなく、その日本国籍を喪失させるものであって、両者の間には日本国籍の喪失の要件について重要な取扱いの差異があり、合理的な理由があるものとは認められない旨主張して、原判決を批判する(控訴理由書・21ないし49ページ)。

イ しかし、被告準備書面(1)(16ないし19ページ)等で述べたとおり、「自己の志望によつて」外国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたものである。そのため、国籍法11条1項は、外国籍取得に係る意

思のほかに日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっていないが、かかる制度設計は、国籍の積極的抵触（重国籍の発生）の防止の観点からも合理性を有する。

原判決は、これと同様の理解を前提としつつ、志望により外国籍を取得した者は、外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられ、外国籍を取得した後に敢えて国籍選択のための猶予期間を設ける必要性は乏しいと前記(Ⅰ)のとおり説示しているものであるが、国籍法11条1項が適用されるのは、日本国籍を有しているにもかかわらず、敢えて外国の統治権に服することを決定し、外国籍を取得した場合なのであるから、原判決の上記説示が正鵠を得たものであることは明らかである。

ウ また、外国籍の当然取得、生来的取得及び日本国籍の志望取得による重国籍となった者と、国籍法11条1項により、志望により外国籍を取得した者との区別に合理性があることは、被告準備書面(Ⅰ)(29ないし32ページ)、被告準備書面(Ⅱ)(6ないし9ページ)で述べたとおりであり、原判決も正当に説示するとおりである（原判決・30ないし37ページ）。

エ 以上によれば、前記(Ⅰ)の原判決の判断を批判する控訴人の主張は理由がない。

2 未成年者に国籍法11条1項を適用することは憲法14条1項に反するという控訴人の主張に理由がないこと

(Ⅰ) 控訴人は、原判決が、国籍法11条1項が適用される場面において、改めて国籍選択のための猶予期間を設ける必要性が乏しいことは、同項の適用対象者が未成年者であるか否かによって変わるものではないと判示したこと（原判決・36ページ）に対し、国籍選択制度は生来取得又は当然取得により重国籍となった未成年者に対しては本人自身の判断能力が成熟した後にさらに熟慮の期間を設けて、20歳まで国籍選択を猶予しており、国籍選択制度における「国籍選択の機会」とは、抽象的なものではなく、現実には本人に

選択の必要性を認識させ、具体的な選択の機会を与えるものである一方、法定代理人が国籍法11条1項の効果を認識していない場合は、法定代理人にも、ましてや未成年者本人にもかかる選択の機会が全く存在し得ないのであるから、法定代理人による外国籍の取得行為に同項を適用することは憲法14条1項に違反する旨主張する（控訴理由書・77ページ）。

(2) しかし、そもそも、控訴人の上記主張は、単に「法の不知」を主張するものにすぎず、これによって国籍選択の機会がなかったとはいえないことは、前記第1の1(4)で述べたとおりである。

(3) また、被告準備書面(1)(29及び30ページ)で述べたとおり、外国籍の当然取得、生来的取得及び日本国籍の志望取得と国籍法11条1項の自己の志望による外国籍の取得とでは、そもそも前提となる制度の目的や趣旨が異なるのであるから、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然であり、これらの異なる制度を比較して、同項の規定が合理性を欠くとするのは当を得ない。

この点をおくとしても、国籍法11条1項と上記の各制度との間に生じる国籍選択の機会についての区別に合理性があることは、被告準備書面(1)(29ないし33ページ)で述べたとおりであり、仮に未成年者が自己の志望により外国籍を取得した場合につき控訴人がるる指摘する事情を考慮したとしても、直ちに上記区別に合理的理由がないとはいえない。

この点につき、原判決も、外国籍の当然取得、生来的取得及び日本国籍の志望取得と、国籍法11条1項の自己の志望による外国籍との取得との間に生じる国籍選択の機会についての区別は、いずれも合理的理由のない差別には当たらず（原判決・30ないし35ページ）、このことは、同項の適用対象者が未成年者であるか否かによって変わるものではない（原判決・36ページ）と正當に説示している（原判決・30ないし37ページ）。

(4) したがって、前記(1)の控訴人の主張は理由がない。

第4 外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子に対して国籍法11条1項を適用せず、当該特別養子の日本国籍を喪失させないとする取扱いをすべきであるとの控訴人の主張に理由がないこと

1 外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子に対して国籍法11条1項を適用せず、当該特別養子の日本国籍を喪失させないとする取扱いをすべきであるとの控訴人の主張は理由がないこと

(1) 控訴人は、外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子が当該外国籍を有する養親の国籍を取得した場合には、それが当該外国法に照らし志望取得の手続によるものであったとしても、特別養子制度の趣旨、子の最善の利益の観点から、当該特別養子に対して国籍法11条1項を適用せず、当該特別養子の日本国籍を喪失させないとする取扱いをすべきであると主張する（控訴人準備書面(1)・5ないし7ページ）。

(2) しかし、外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子が当該外国籍を有する養親の国籍を取得する場合において、当該外国籍の取得が国籍法11条1項の「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」に該当する場合に、その者が特別養子であることをもって、同項を適用せず、その者の日本国籍を喪失させないとする法的根拠は全く明らかでなく、この一事をもってしても控訴人の前記(1)の主張に理由がないことは明らかである。

(3) また、控訴人の主張は、以下のとおり、特別養子制度の趣旨を正解せず、国籍の基本的な理解を誤っている。

すなわち、特別養子制度は、子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもと実親との間の法的な親子関係を解消し、養子と養親との間に実の親子と同様の親子関係を成立させる制度であり、実子であることに伴って生じる地位がすべからず特別養子に妥当するものと解する余地はない。

控訴人は、父母両系血統主義を採用する外国の国籍を有する者と日本国民

から生まれた実子と外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子とを対比の上、「特別養子は実子と同じ法的立場を有する」という我が国の特別養子制度の基本となるべき考え方に照らせば、特別養子が外国籍の親と同じ国籍を取得したときは、それがどのような要件と手続きによるものかに関わらず、日本国籍と外国籍の両親の実子と同様、特別養子の日本国籍に何らの変動をもたらすことはない、とすべきである」として、特別養子が外国籍の養親の国籍を取得した場合における当該特別養子の国籍の得喪について独自の解釈を主張するようである。しかし、そもそも、控訴人が引合いに出す上記実子が重国籍の地位を有しているのは、被告準備書面(Ⅰ)(13及び14ページ)で述べたとおり、国籍の得喪に関する立法が、各国の専属的国内管轄事項とされており、国籍立法の多様性の必然的結果として生じたものであって、上記実子がかかる地位を有していることと外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子が当該外国籍を有する養親の国籍を取得した場合における当該特別養子の日本国籍の喪失の有無との間には直接の法的関連性があるとは認められないことは明らかであり、両者の間にさも当然に法的関連性があるかのごとく論じる控訴人の前記(Ⅰ)の主張は理由がない。

- (4) また、被告準備書面(Ⅰ)(21ないし23ページ)で述べたとおり、国籍とは、何人に当該国家の主権者たる地位を与え、他方で、何人を当該国家の統治権に服する立場に立たせるかの要件を画定する問題であるから、国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の問題として捉えれば事足りるのというものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるかという観点をも考慮して制度が設計されなければならない問題であって、「子どもの最善の利益」の観点から、外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子に対して国籍法11条1項を適用せず、当該特別養子の日本国籍を喪失させないとする取扱いをすべきであるとする控訴人の主張は、国籍の得喪を専ら個人の権利義務の問題と捉えるものであって、国籍の基本的

な理解を誤っている。

そして、国籍法 11 条 1 項によって当該特別養子が「日本の国籍を失う」のは、「外国の国籍を取得したとき」であるから、当該特別養子は、当該外国籍を保持していることが前提であり、国籍法 11 条 1 項によって日本国籍を失った結果無国籍となることや当該特別養子に国籍法 11 条 1 項の立法目的である国籍変更の自由を認めないという不合理な結果が生じることもない。

さらに、控訴人が主張する「子どもの最善の利益」は、上記外国籍に加えて、日本国籍をも保持するという、重国籍を保持する利益にほかならないが、それが国籍の本質に反し、国籍の得喪に係る立法裁量を無視するものであることは、被告準備書面 (I) (21 ないし 27 ページ) 及び前記第 2 の 1 (2) イ (7) で述べたとおりである。

加えて、被告準備書面 (I) (16 ページ) 等で繰り返し述べたとおり、我が国の国籍法は重国籍の防止を基調としており、複数国籍の発生を認めなければ無国籍となる場合又はその発生防止が困難である場合等に例外的に複数国籍の発生を容認しているにすぎず、国籍法 11 条 1 項は、かかる見地から、自己の志望により外国籍を取得した者に適用されるものであり、このことは外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子が当該外国籍を有する養親の国籍を取得する場合において、当該外国籍の取得が国籍法 11 条 1 項の「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」に該当する場合にも等しく妥当するから、当該外国籍の取得について「特別養子の保護及びその最善の利益の実現、並びに特別養子制度の趣旨実現の観点から、当該子に対して国籍法 11 条 1 項を適用せず、当該子の日本国籍を喪失しないとする取扱いをすべきである」と解釈する余地はない。

したがって、控訴人の前記 (I) の主張は理由がない。

- 2 外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子が当該外国籍を有する養親の国籍を取得したときに、国籍法 11 条 1 項を適用して当該特別養子の日本

国籍を喪失させることが合理的理由なく特別養子を実子と比較して差別的に扱うものであり、憲法14条1項に違反するとの控訴人の主張は理由がないこと

(1) 控訴人は、外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子が当該外国籍を有する養親の国籍を取得したときに、これに対して国籍法11条1項を適用して当該特別養子の日本国籍を喪失させることは、「特別養子は実子と同じ法的地位を有するものとして取り扱われる」との特別養子及びその養親の合理的期待を害するとともに、特別養子縁組制度の趣旨目的にも反するものであるし、日本国籍の保持という点で父母両系血統主義を採用する外国の国籍を有する者と日本国民から生まれた実子と異なる取扱いをするものであって、当該特別養子が外国の国籍を有する養親の国籍を取得したときに、日本国籍と当該外国籍を保有させることとしても、法律上も社会生活上も、特段の不都合は存在しないことに照らせば、かかる取扱いは、合理的理由なく当該特別養子を当該実子と比較して差別的に扱うものであり、憲法14条1項に違反するものというべきであると主張する(控訴人準備書面(1)・5ないし7ページ)。

(2) しかし、前記1(2)イで述べたとおり、控訴人が外国籍を有する者と日本国民を養親とする特別養子と対比して論じている父母両系血統主義を採用する外国の国籍を有する者と日本国民から生まれた実子が重国籍の地位を有しているのは、国籍の得喪に関する立法が各国の専属的国内管轄事項とされ、国籍立法の多様性の必然的結果として生じたものであって、「日本国籍の保持の点」で当該特別養子との間に差異があるのは当然である。そのため、当該特別養子が当該外国籍を有する養親の国籍を取得したときに、国籍法11条1項を適用して当該特別養子の日本国籍を喪失させることが、特別養子制度の趣旨に反し、合理的理由なく特別養子を実子と比較して差別的に扱うものでないことは明らかである。

(3) 国籍法11条1項の場合と生来的に外国籍を取得した日本国民の場合とで

は、そもそも制度の目的や趣旨が異なるものであるから、重国籍防止を図る方法に差異があるのも当然であり、生来的に外国籍を取得した日本国民との比較において、自己の志望により当該外国籍を有する養親の国籍を取得した特別養子が日本国籍を喪失することが合理性を欠くということにはならない。

また、国籍法11条1項の場合と生来的に外国籍を取得した日本国民の場合との区別に合理性があるということについては、被告準備書面(1)(30及び31ページ)、被告準備書面(2)(7ないし9ページ)で述べたとおりであり、原判決も上記区別に合理性がある旨、正当に説示しているところである(原判決32及び33ページ)。

(4) 以上によれば、控訴人の前記(1)の主張は理由がない。

第5 結論

以上のとおり、原判決は正当であり、本件控訴は理由がないから速やかに棄却されるべきである。